

南相馬市
原子力災害避難計画
(素案)

南 相 馬 市
(平成 25 年 11 月)

目 次

第 1 章 避難計画の基本的事項	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 計画の基本的な考え方	1
第 3 節 防災対策を重点的に実施すべき地域	1
第 4 節 原子力施設の緊急事態区分	3
第 2 章 情報の収集・伝達体制	4
第 1 節 原子力事業者の通報事象	4
第 2 節 緊急時の情報収集・連絡	4
第 3 節 活動体制の確立	8
第 4 節 住民等に対する指示の伝達と広報	9
第 3 章 屋内退避・避難の実施	12
第 1 節 屋内退避及び避難の考え方	12
第 2 節 屋内退避の実施	14
第 3 節 安定ヨウ素剤の予防服用	15
第 4 節 避難の実施	16
第 4 章 災害時要援護者等に対する避難支援	28
第 1 節 体制等の整備	28
第 2 節 災害時要援護者の避難計画の作成	28
第 3 節 その他の要援護者の避難	29

第1章 避難計画の基本的事項

第1節 計画の目的

本計画は、国からの指示又は市の独自の判断に基づき、屋内退避、避難等の措置を定めることにより、住民の避難を迅速かつ円滑に実施し、原子力災害から住民の生命及び身体の安全を保護することを目的とする。

第2節 計画の基本的な考え方

本計画は、国による「防災基本計画（原子力災害対策編）」、「原子力災害対策指針」（以下「対策指針」という。）や「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「県防災計画」という。）、さらには「南相馬市地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づいたものであり、これらの計画において修正が行われた場合は、その修正内容に準じて、適宜、本計画も見直しを行うものとする。

第3節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

1. 「原子力災害対策重点的区域」の設定

原子力災害が発生した場合に、放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等が必要である。

2. 「原子力災害対策重点的区域」の範囲

原子力災害対策重点区域の設定に当たっては、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離をその目安とし、国際基準や東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定められている。

（1）予防的防護措置を準備する区域（PAZ）：「原子力施設から概ね半径5km」

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EAL（緊急時活動レベル）^{※1}に応じて、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

※1：緊急時活動レベルとして、原子力施設の異常状態により、緊急事態の区分を国があらかじめ予定し、それに照らして、周辺住民を防護するための活動を決定するための基準

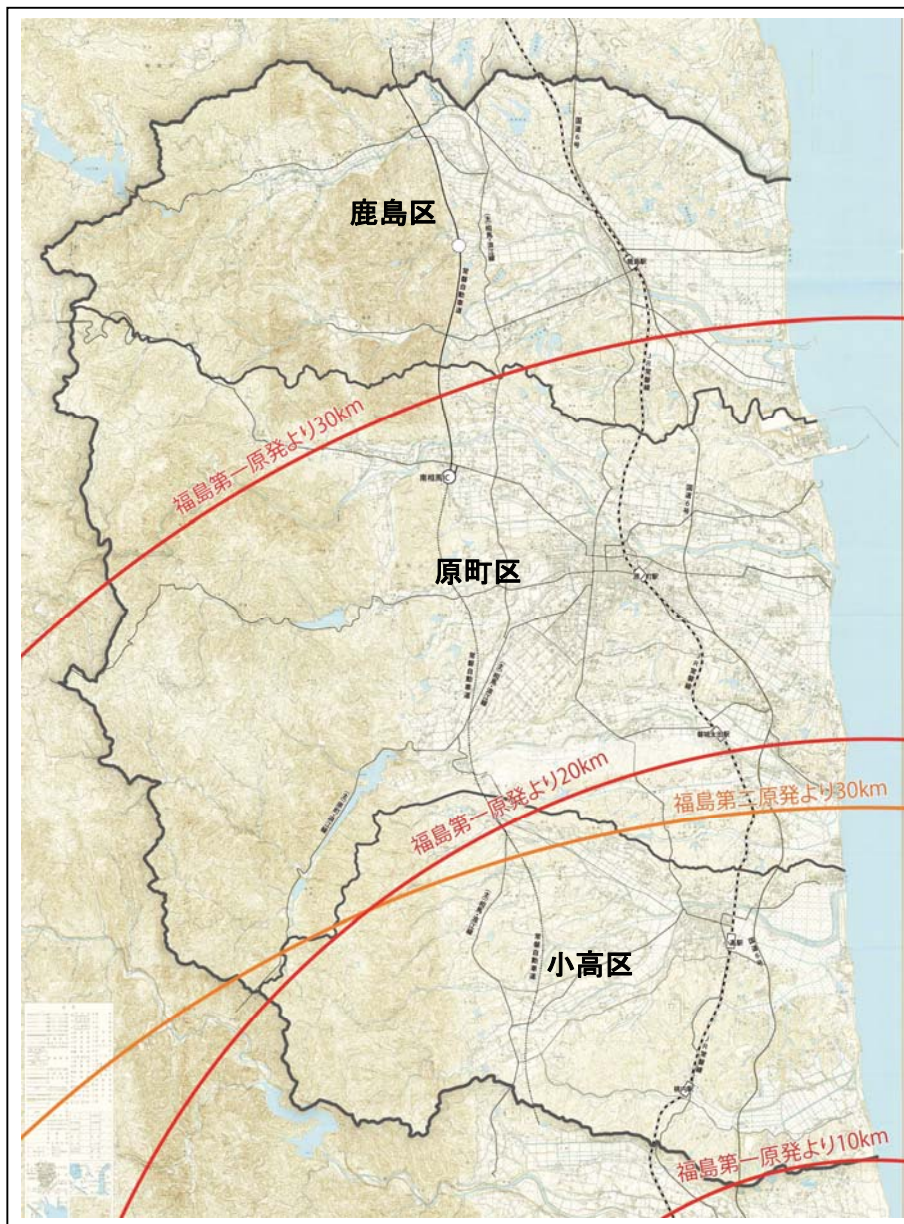
(2) 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ) : 「原子力施設から概ね半径30km」

確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL (緊急時活動レベル)、OIL (運用上の介入レベル) ※2に基づき緊急時防護措置を準備する区域

(3) プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (PPA)

プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定され、30km (UPZ) の範囲外であっても防護措置が必要となる場合がある。状況に応じて、吸引等を避ける屋内退避や安定ヨウ素剤の服用等の防護措置を講じる。

○福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所からの距離



※2 : 放射性物質の環境放出後に、環境モニタリング結果を踏まえ、防護措置を行うための判断基準

3. 本計画における避難対象区域の範囲

「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域」の範囲については、対策指針において示されている基準を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めることとされている。

県防災計画において、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等原子力防災対策等を重点的に充実すべき区域（以下「重点地域」という）として、暫定的に本市を含む3市10町村の全域が重点地域に拡大された。しかし、本市では、福島第一原子力発電所事故の際に、市全域にわたって避難を余儀なくされたことを踏まえて、対象範囲を「市全域」として「原子力災害避難計画」を策定する。

第4節 原子力施設の緊急事態区分

原子力施設の緊急事態の初期段階において、防護措置の準備やその実施等を適切に行うため、原子力施設の状況に応じた緊急事態区分として、以下の3つの区分（警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態）が設定されている。

また、この緊急事態区分のどの段階に該当するかを原子力事業者が判断するための基準として、「緊急時活動レベル（EAL）」が定められている。

緊急事態区分	緊急事態区分の概要	緊急時活動レベル（EAL）：判断基準
警戒事態	国及び地方公共団体は、PAZ 内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない段階	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生 原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令 原子炉施設において、新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生（竜巻、台風等）等
施設敷地緊急事態	国、地方公共団体及び原子力事業者は、情報収集の強化を行うとともに、主に PAZ 内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態用避難者を対象とした避難を実施する段階	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材の漏えい 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不動作 原子力事業所の区域境界付近等において。政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合等
全面緊急事態	国及び地方公共団体は、PAZ 内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じ、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ 内においても PAZ 内と同様の避難等の予防的防護措置を講じる段階	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができない場合 原子力事業所の区域境界付近等において。政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合等

第2章 情報の収集・伝達体制

第1節 原子力事業者の通報事象

原子力事業者は、原子力施設において、下表に示す事象が発生した場合に、その事象に応じた通報を国、県及び市に行うものとする。

○緊急事態区分に応じた原子力事業者の通報事象

緊急事態区分	原子力事業者の通報事象	
危機管理課長が必要と認めた場合	警戒事象に先行する事象発生	・通報連絡協定に基づいた、警戒事象に先行する事象
警戒事象	警戒事象の発生	・特定事象には該当しないが、これに至る可能性のある事象
施設敷地緊急事象	特定事象の発生	・原災法第10条通報事象
全面緊急事態	原子力緊急事態宣言	・原災法第15条事象

第2節 緊急時の情報収集・連絡

1. 情報収集と連絡体制

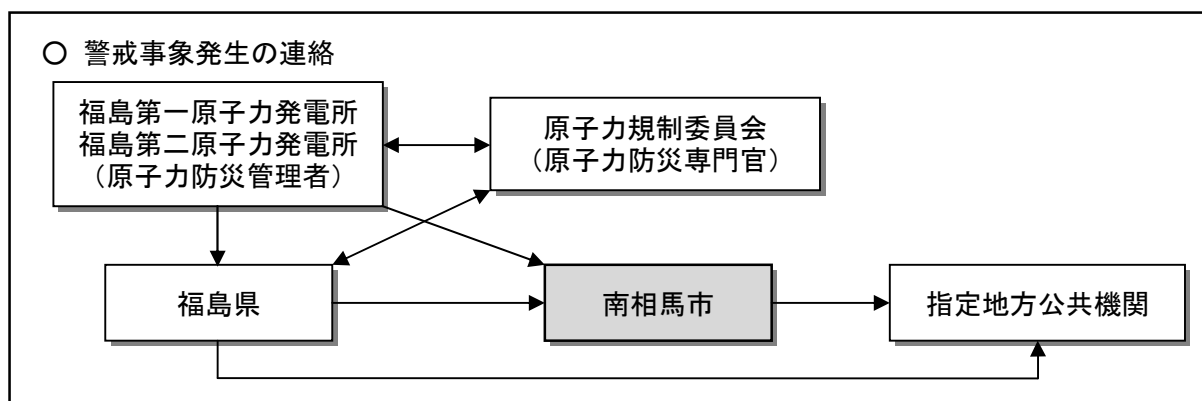
(1) 警戒事象に先行する事象発生の通報・連絡

【原子力事業者】：警戒事象に先行する事象が発生した場合、国、県及び関係市町村に通報連絡を行う。

【原子力規制委員会】：県から連絡を受けた事項について、直ちに原子力保安検査官と連携して、原子力施設の原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果を県及び所在町に連絡する。

【福島県】：原子力施設からの通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポスト等により特定事象発生の通報を行うべき数値（ $5 \mu\text{Sv/h}$ ）の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡する。

【南相馬市】：原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。



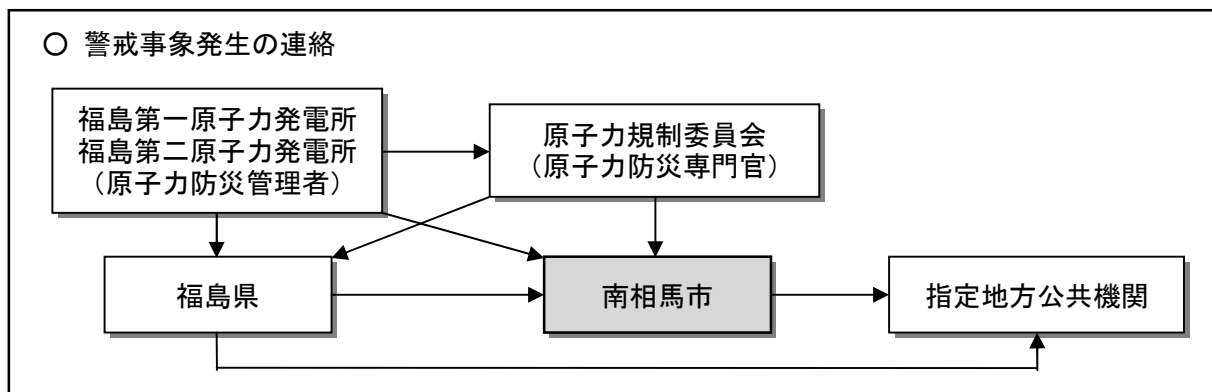
(2) 原子力事業者からの警戒事象発生時の連絡

【原子力事業者】：原災法10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障あるいはそれに準じる事故・故障が発生した場合は、原子力規制委員会、市及び県等に同時にFAXで送付する。

【原子力規制委員会】：警戒事象が発生した場合は、県及び関係周辺市町村等に情報提供を行う。

【福島県】：原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市町村及び指定地方公共機関に連絡する。

【南相馬市】：原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。



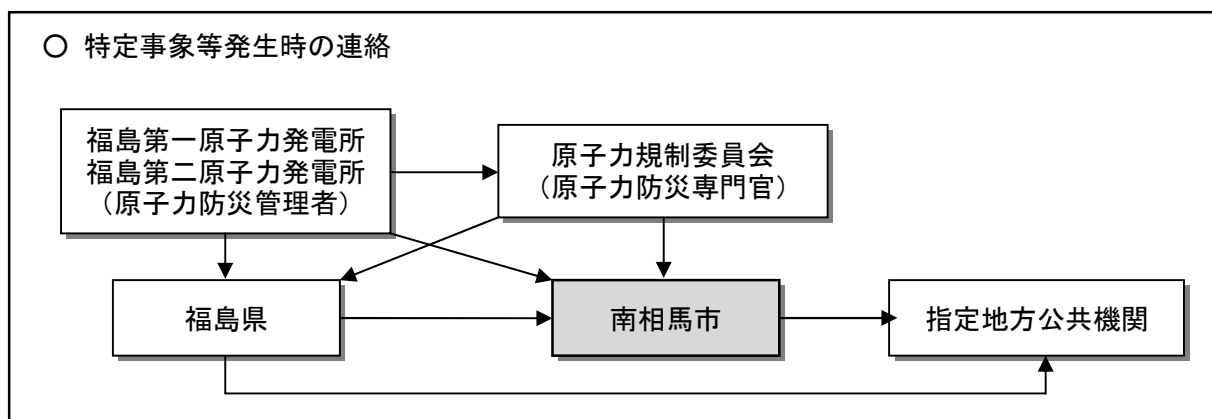
(3) 原子力事業者からの特定事象発生時の連絡

【原子力事業者】：特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、原子力規制委員会、市及び県等に同時にFAXで送付する。

【原子力規制委員会】：事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、県及び関係周辺市町村等に情報提供を行う。

【福島県】：発電所からの特定事象発生等の通報、国からの連絡及び環境放射線モニタリングやSPEEDI等の拡散予測結果等について、関係市町村及び関係機関に連絡する。

【南相馬市】：原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。



(4) 原子力事業者からの特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

【原子力事業者】：原子力規制委員会、市及び県等に施設の状況、応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡する。

【原子力規制委員会】：事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、県及び関係周辺市町村等に情報提供を行う。

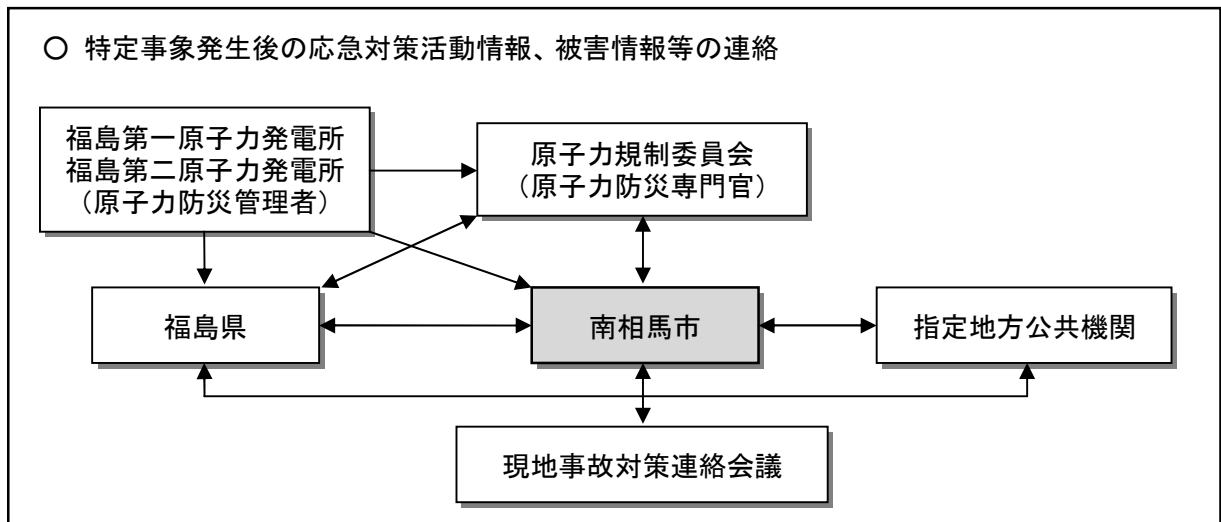
【福島県】：発電所からの特定事象発生等の通報、国からの連絡及び環境放射線モニタリングや SPEEDI 等の拡散予測結果等について、関係市町村及び関係機関に連絡する。

【南相馬市】：原子力規制委員会から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

県とは、各々が行う応急対策活動情報について、相互の連絡を密にする。

国の現地事故対策連絡会議との連携を密にする。

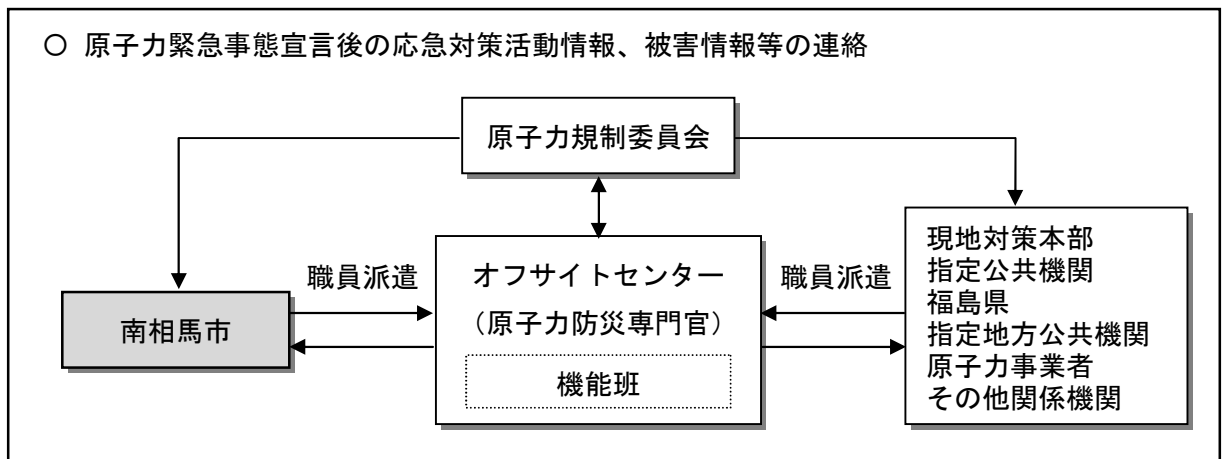


(5) 原子力事業者からの原子力緊急事態発生時の連絡

【原子力規制委員会】：原子力緊急事態が発生したと判断した場合は、関係地方公共団体等に連絡を行う。

【南相馬市】：国の現地对策本部、指定公共機関、県、指定地方公共機関及び原子力事業者等とともに、オフサイトセンターにおいて施設の状況の把握、住民避難・屋内退避状況等の把握を担う機能班に職員を配置し必要情報を得るとともに、各々が行う緊急事態応急対策について調整を行う。オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害状況等に関する情報を随時連絡する。

【原子力防災専門官】：オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、市及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を行う。



2. 通信手段の確保

市は、国及び県と連携し、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、防災行政無線をはじめとした緊急時の通信連絡に必要な諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておくものとする。

また、通信事業者への移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整を行う。

第3節 活動体制の確立

原子力災害対策本部等は、次の基準により設置するものとする。

緊急事態の区分	市の体制	災害対策本部等の設置場所	業務従事職員
危機管理課長が必要と認めた場合 ※警戒事態には相当しないが、通報連絡協定に基づく異常時の連絡等があり、なお事象の悪化が予想される場合	準備体制	【本庁】本庁舎内 【各区】区役所内 代替：市長が指定する場所	<u>危機管理課長</u> <u>危機管理課職員</u> <u>消防本部職員</u> <u>総務部長</u> <u>復興企画部長・復興担当理事</u> <u>健康福祉部長・地域医療担当理事</u> <u>各部本部連絡員</u> <u>上記3部長・2理事が</u> <u>指名する職員</u>
警戒事態	原子力災害対策本部		全職員
施設敷地緊急事態			
全面緊急事態			

(1) 準備体制

市は、通報連絡協定に基づき、県又は原子力事業者から警戒事態に先行する事象発生の通報を受けた場合、危機管理課長が必要と認める場合に、速やかに職員を招集し、先行して準備体制を整えるとともに情報の収集・連絡に努めるものとする。

(2) 原子力災害対策本部体制（警戒体制）

市は、国、県及び原子力事業者から警戒事象、特定事象又は原子力緊急事態発生の通報を受けた場合、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営する。このため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ定めておくものとする。

第4節 住民等に対する指示の伝達と広報

市は、国及び県と連携し、住民、一般事業所等に対して、以下の手段により指示の伝達と広報を行うものとする。

1. 伝達・広報の手段

(1) 情報媒体を活用した伝達・広報

市防災行政無線、広報車、インターネット、みなみそうまチャンネル、携帯電話への緊急情報等メールサービス、テレビ・ラジオ、臨時災害FM局の開設等を活用する。

(2) 巡回による伝達・広報

広報車、消防団員等の巡回により、住民の安全確保に努め、必要な指示を伝達する。

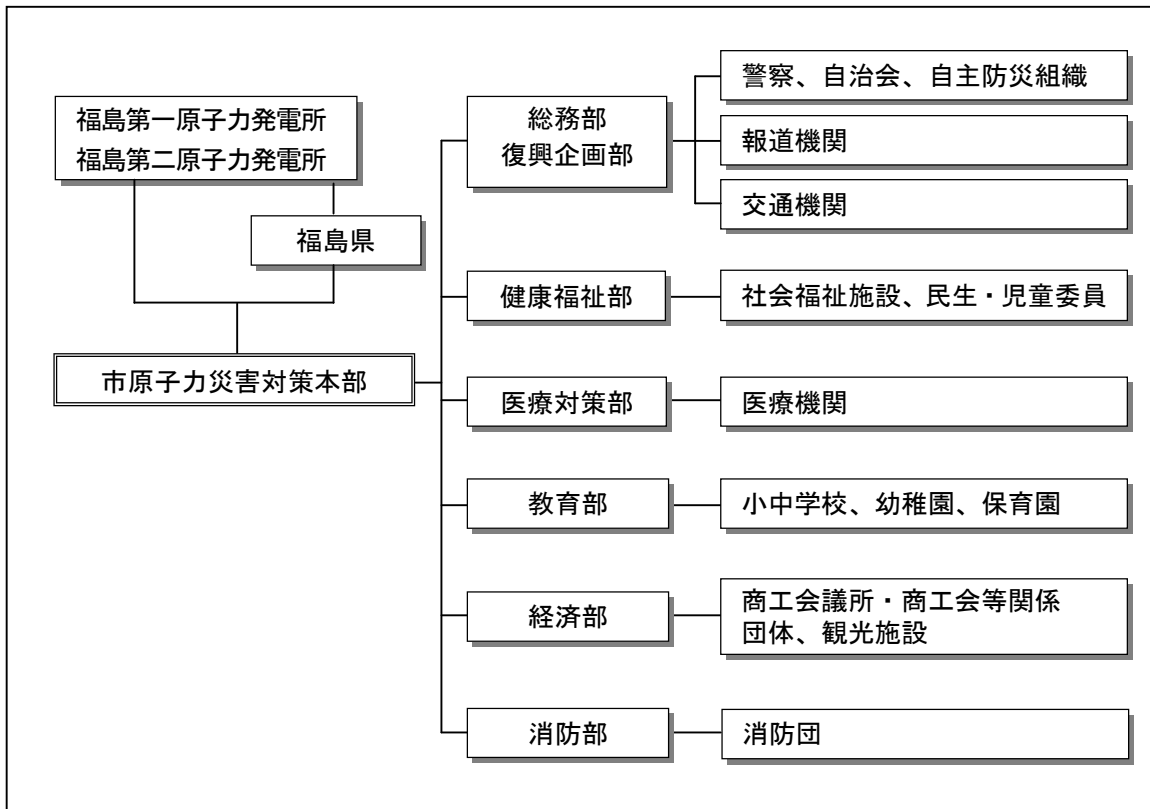
(3) 複合的な伝達・広報

広報にあたっては、災害時要援護者、一般事業所、観光客等一時滞在者への伝達に十分配慮し、伝達ルート的事前確認を行うとともに、防災行政無線、FAX、電光掲示板等の複合的な伝達手段の活用を努める。

2. 伝達・広報の経路

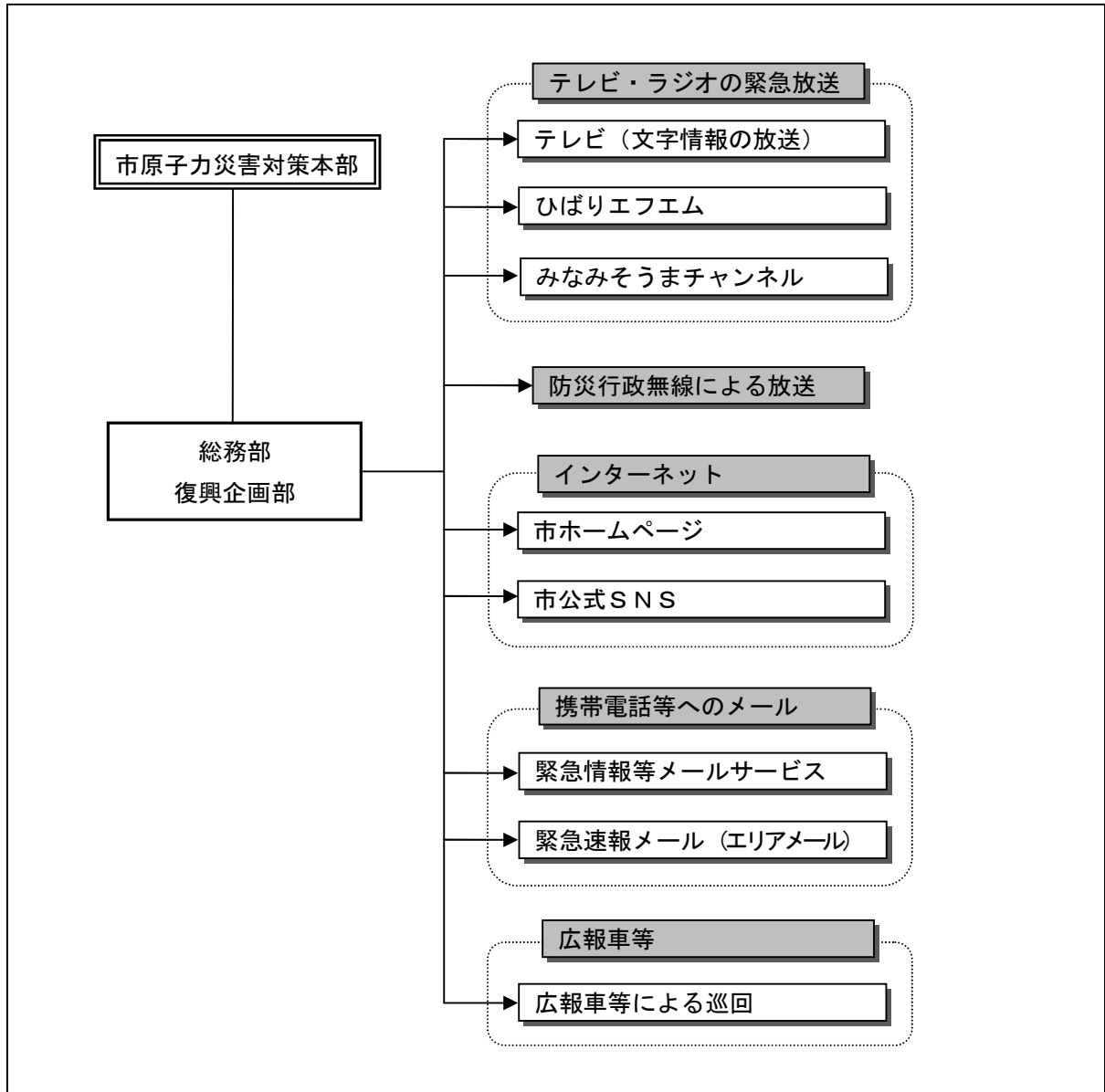
(1) 避難誘導に係る連絡系統図

原子力事業者及び県から通報を受けた事項については、市原子力災害対策本部から各部を通じて、各機関に連絡を行うものとする。



(2) 情報配信連絡系統図

住民等への情報配信については、以下に掲げる手段を用いて、総務部が行うものとする。



3. 伝達・広報の内容

警戒広報、屋内退避及び避難指示の伝達・広報内容は次のとおりとする。なお、広報車による巡回広報についても、この例文に準じて行う。

○警戒広報

こちらは、南相馬市です。
南相馬市原子力災害対策本部から、緊急のお知らせです。
本日午前（午後）〇時〇分頃、「東京電力福島第一原子力発電所」で異常な状態が発生しました。現在のところ、放射性物質は外部に漏れていません。
今後、屋内退避や避難が想定されます。
住民の皆さんは外出を控え、今後の市のお知らせや、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。南相馬市原子力災害対策本部では、詳しい情報の収集に当たっています。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
(繰り返し放送)

○屋内退避広報

こちらは、南相馬市です。
南相馬市原子力災害対策本部から、緊急のお知らせです。
本日午前(午後)〇時〇分頃、「東京電力福島第一原子力発電所」で異常な状態が発生しました。住民の皆さんは、自宅などの建物の中に退避し、窓やドアを閉めて、外気を遮断して下さい。事業所の皆さんは、屋内退避又は帰宅して下さい。
南相馬市に滞在している旅行者等は、近くの公共施設等に一時的に退避する又は帰宅して下さい。南相馬市原子力災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集に当たっています。
状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。
今後の市のお知らせや、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
(繰り返し放送)

○避難指示広報

こちらは、南相馬市です。
南相馬市原子力災害対策本部から、緊急のお知らせです。
本日午前(午後)〇時〇分頃、「東京電力福島第一原子力発電所」で異常な状態が発生しました。住民と事業所の皆さんには、安全な地区まで避難していただくこととなりました。
自家用車等により自力で避難をされる方は、避難経路上に設置されているスクリーニング会場に向かった後、指定された市外の避難所もしくは親戚・知人宅等に向かって下さい。
自力での避難が困難な方は、市が指定をしている行政区や仮設住宅自治会単位ごとの一時集合場所に向かい、そこで指示に従ってください。
南相馬市に滞在している旅行者等は、直ちに市外へ退去して下さい。
南相馬市原子力災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集に当たっています。
状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。
今後の市のお知らせや、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
(繰り返し放送)

第3章 屋内退避・避難の実施

第1節 屋内退避及び避難の考え方

1. 屋内退避及び避難の実施

市長は、内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出し、内閣総理大臣から屋内退避、避難の指示を受けたときは、当該指示に従い、住民等に対し速やかに屋内退避又は避難の指示を行うものとする。また、市長は、内閣総理大臣から指示がない段階で、状況に応じて、緊急に屋内退避、避難が必要と自らが判断したときには、速やかに住民等に対し屋内退避又は避難の指示を行うものとする。

2. 屋内退避または避難の方法

(1) 屋内退避

- ① 屋内退避は原則として住民等が自宅等にとどまるものである。市は、住民等に屋外に出ないよう指示するものとする。また、屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、または近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。
- ② 県は、屋内退避中の住民等に対し、テレビ・ラジオ及びインターネット等により屋内退避の留意事項及び必要な情報を提供することとしており、市は、防災行政無線及び広報車の巡回等により、災害情報を広報して住民の安全確保に努めるものとする。

(2) 避難

① 一時集合場所への集合

市は、避難先及びバスによる避難のための一時集合場所を指定し、住民等に対して避難の指示を行うとともに、市職員、消防署員・団員、警察官の誘導のもとに住民等を集合させるものとする。

② 避難所への輸送

市は、防災関係機関の車両等の応援、または、必要に応じ、一般車両所有者等の協力を得て、一時集合場所に集合した住民等を避難先へ輸送するものとする。また、人員、輸送車両等に不足を生じた場合は、自衛隊の支援を要請するとともに、必要により県に支援を要請するものとする。

③ 一時集合場所に自力で集合することが不可能な者に対する措置

一時集合場所に自力で集合することが不可能な者については、市職員、消防署員・団員及び警察官による救援活動を実施するものとする。

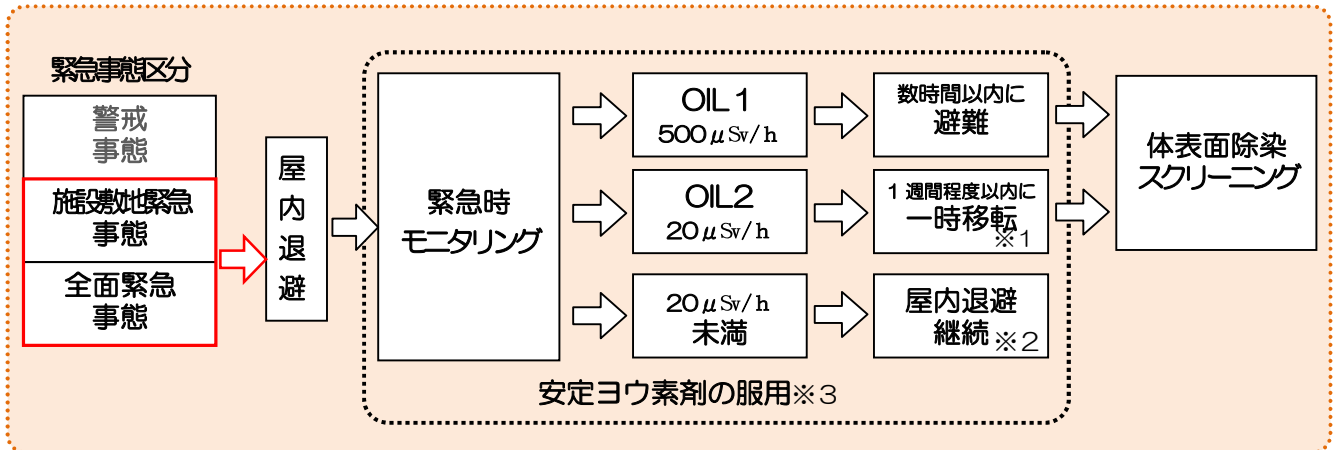
④ 避難路の通行確保

警察官または消防署員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

⑤ 避難状況の把握

市は、避難の指示等を行った場合は、戸別訪問、避難場所における住民登録等、あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認するものとし、避難漏れ等のないよう配慮するものとする。

○防護措置実施の流れ※4



※1. 緊急の避難が必要な場合と比較して、空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置

※2. 移動が困難な者の一時屋内退避を含む

※3. 原子力規制委員会の判断を基に、原子力災害対本部又は市が指示した場合

※4. 事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の防護措置を講じるよう指示された場合は、この限りではない

放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性があることから、県は国及び原子力事業者と連携して緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果に基づき、必要な防護措置を実施することが必要となる。

これらの防護措置の実施を判断する基準として、運用上の介入レベル（OIL）を定めている。

○避難に係る運用上の介入レベル（OIL）と防護措置の概要

基準の種類	基準値	防護措置	モニタリング
OIL1	500 μSv/h	・数時間内に避難	・緊急時モニタリング
OIL2	20 μSv/h	・1週間程度以内に一時移転	・緊急時モニタリング

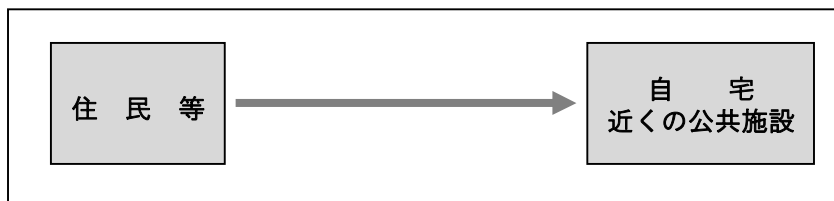
第2節 屋内退避の実施

1. 屋内退避の有効性

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び市の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

なお、UPZにおいては、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは、原則屋内退避を実施するものとする。



2. 屋内退避の指示

住民に対する屋内退避の指示の伝達は、以下の方法とする。

- ・ 市防災行政無線による広報
- ・ 広報車等による広報
- ・ 携帯電話への緊急情報等メールサービスによる広報
- ・ テレビ・ラジオによる広報
- ・ 市ホームページ等による広報
- ・ エリア放送（みなみそうまチャンネル）等

3. 屋内退避の実施

市長は、国の指示又は自らの判断により、屋内退避を決定したときは、住民等に対して、屋外に出ずに自宅に待機するよう、また、屋外にいる住民に対しては、速やかに自宅に戻るよう、一時滞在者に対しては、近くの公共施設等に退避するよう、以下の事項とともに正確かつ簡潔に指示を行うものとする。

	伝達内容
指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示者 ・ 屋内退避の理由 ・ 屋内退避時の注意事項等

第3節 安定ヨウ素剤の予防服用

1. 事前配布体制の整備

市は県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を医療施設や学校等の公共施設で管理するとともに、配布後の紛失や一時滞在者に対する配布に備え、予備を備蓄する。

事前配布にあたっては、県と連携し医師による説明会を開催し、説明を受けた住民に、説明書を付して必要量のみ配布する。なお、説明会に参加できない住民については、保健所や病院等において医師等から説明を受けた上で受取る体制を整備する。

服用にあたっては、市は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、または市独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

2. 緊急時における配布体制の整備

県と連携し、緊急時に住民等に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布手続、服用に関与する医師・薬剤師の手配等について定めておく。配布用の安定ヨウ素剤は、緊急時に速やかに取り出し配布ができるように、避難経路に面した施設、一時集合場所等、適切な場所に備蓄しておく。

配布及び服用にあたっては、市は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、または市独自の判断により、住民等に対し、避難の際に市があらかじめ指定している配布場所において、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。

屋内退避の際に配布・服用指示が出た場合は、家庭や勤務先に配布されることが望ましいが、家庭等への配布は困難な場合も多いと考えられるため、その場合には、屋内退避から切り替わった避難の際に指定配布場所で受取、服用する。

第4節 避難の実施

1. 避難の実施時期

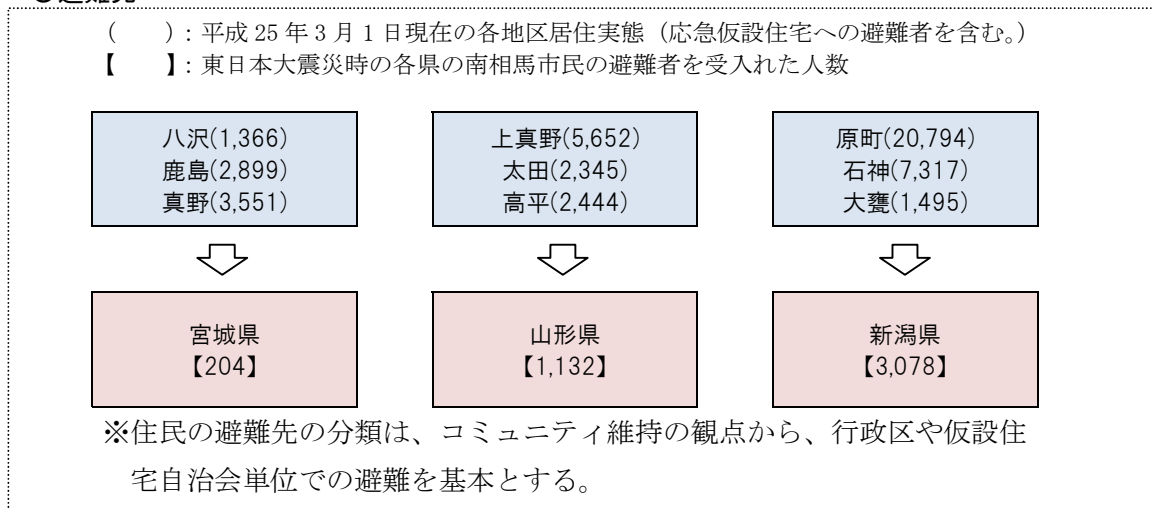
市長は、国の指示又は自らの判断により、避難を決定したときは、住民等に対して、避難の指示を行うものとする。

2. 避難所

避難所は、県が作成する広域避難計画を基に、県及び避難受入先市町村と事前協議を行い、避難受入市町村の公共施設等を避難所として指定するものとする。

なお、避難計画の作成にあたっては、県が作成する広域避難計画に基づき作成するものであるが、県広域避難計画は、現在のところ平成26年2月を目途としていることから、先行して東日本大震災による避難状況や災害時相互応援協定等に基づき、定めるものとする。

○避難先



3. 避難の優先順位

乳幼児など18歳未満の者及び妊婦は、優先的に避難する。

その他災害時要援護者については、他の住民との避難の重複を避け、避難計画に基づき、避難を行う。

4. 避難の流れ

(1) 自家用車による避難

① 対象者

自家用車を利用できる住民等

② 避難順序の統制

市及び県等は、自家用車で避難を行う住民に対して、居住する地区が避難を開始する時期、避難に使用する経路、スクリーニングポイントの設置場所、避難所について

十分に広報を行う等により、避難指示に従った避難の遵守を求めて、交通渋滞の発生を防止する。

(2) バスによる避難

市があらかじめ定めた一時集合場所に、原則、徒歩で集結した後、県等が手配するバスにより、指定された避難経路を経由して避難所へ避難する。

① 対象者

自家用車の利用ができない住民等

② 一時集合場所への集結

市は、あらかじめ定めた一時集合場所を順次開設し、職員等により運営するとともに、住民に対して必要な広報を行う。

なお、コミュニティ維持の観点から行政区や仮設住宅自治会単位でまとまって集結する。

市は、一時集合場所において、避難する住民名簿（カード）を作成するとともに、県と協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供する。

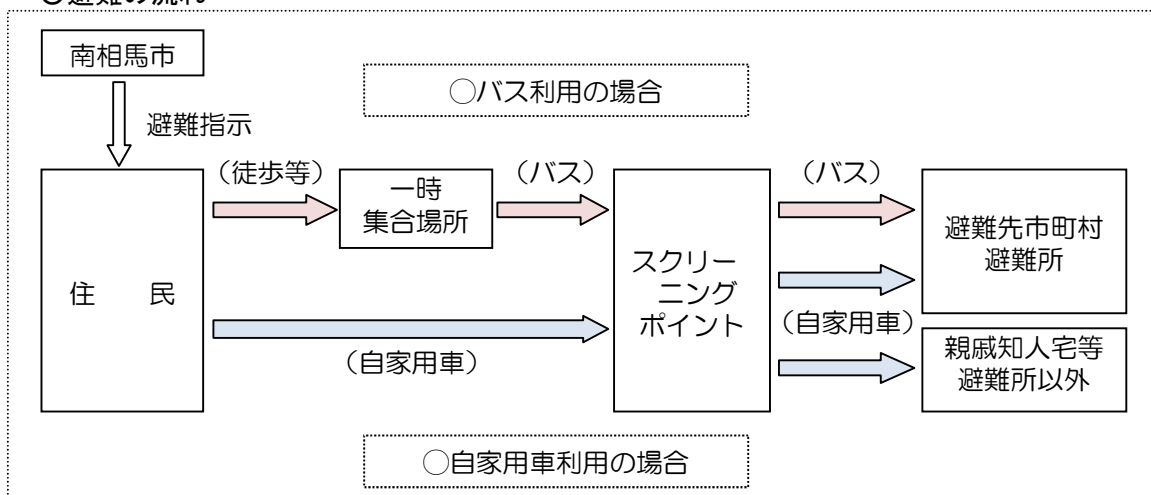
③ 一時集合場所から避難所までの輸送

県等により手配されたバスで避難所への避難を行う。

なお、避難住民輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、自衛隊の車両等による輸送支援を求める。

市は、県と連携し、警察、消防署及び指定地方公共機関等の協力を得て、一時集合場所から、スクリーニングポイントを経由して、あらかじめ定めた避難所へ避難住民の輸送を実施する。

○避難の流れ



○ 一時集合場所及び避難先

※小高区全域と原町区の一部（避難指示区域等）の世帯については、平成25年3月1日現在の市内における居住実態に応じて、避難先（鹿島区・原町区）の行政区や仮設住宅自治会を基に一時集合場所を指定しています。

※避難先は、現在、福島県と調整しています。

<行政区>

【鹿島地区】

行政区	一時集合場所	避難先
新町、西町、一区、二区、三区、四区、台田中、北右田	保健センター	宮城県

【真野地区】

行政区	一時集合場所	避難先
上寺内、大谷地	鹿島中学校	宮城県
寺内	寺内公会堂	
塩崎	塩崎公会堂	
川子	川子公会堂	
大内、烏崎、小島田	さくらホール	
江垂	江垂公会堂	

【八沢地区】

行政区	一時集合場所	避難先
北海老、南海老	北海老公会堂	宮城県
北屋形	北屋形公会堂	
南屋形	南屋形公会堂	
南柚木	南柚木公会堂	
永田	永田公会堂	
永渡	永渡公民館	

【上真野地区】

行政区	一時集合場所	避難先
上栃窪	上栃窪公会堂	山形県
栃窪	栃窪公会堂	
御山	御山公会堂	
白坂	前川原体育館	
横手	横手公会堂	
角川原	前川原体育館	
山下、車川、浮田	上真野小学校	
岡和田	岡和田公会堂	
牛河内	牛河内公会堂	
小山田	小山田公会堂	
小池	西部コミュニティセンター	
檀原	檀原公会堂	

<鹿島区仮設住宅>

仮設住宅名	一時集合場所	避難先
角川原	前川原体育館	山形県
小池第一、小池第二、小池原畑第一、小池原畑第二、小池小草	西部コミュニティセンター	
小池第三	集会所	
友伸グラウンド	集会所	
小池長沼（東）、小池長沼（西）	集会所	
牛河内第一、牛河内第二、牛河内第三、牛河内第四	鹿島中学校	宮城県
千倉、鹿島西町第一①、鹿島西町第一②、鹿島西町第一③、鹿島西町第一④、鹿島西町第二、鹿島西町公園	保健センター	
寺内第一	集会所	
寺内塚合	集会所	
寺内塚合第二、寺内権現沢	集会所	
寺内第二、定住促進、前田団地	鹿島中学校	

<行政区>

【原町地区】

行政区	一時集合場所	避難先
国見町一、国見町二、国見町三、国見町団地一、国見町団地二、南町一、南町二、南町三、南町四	原町第一中学校	新潟県
橋本町一、橋本町二、橋本町三、橋本町四 二見町一、二見町二	原町第二小学校	
西町、上町、仲町一、仲町二、仲町三	原町第三小学校	
三島町一、三島町二、北町一、北町二、小川町、本町一、本町二、本町三	原町生涯学習センター	
本陣前一、本陣前二、本陣前三	ひばり生涯学習センター	
栄町一、栄町二、栄町三、旭町一、旭町二	原町第一小学校 原町第二小学校	
大町一、大町二、大町三、東町一、東町二、錦町一、錦町二	原町第一小学校	
青葉町、桜井町一、桜井町二、高見町、日の出町、上渋佐	原町第二中学校	

【大甕地区】

行政区	一時集合場所	避難先
北萱浜、萱浜、北原 大甕上、大甕下、雫	北原集落センター 大甕小学校	新潟県

【太田地区】

行政区	一時集合場所	避難先
高一、下太田	原町第三中学校	山形県
益田	太田生涯学習センター	
牛来	牛来公会堂	
中太田	中太田公会堂	
陣ヶ崎一、陣ヶ崎二	ひばり生涯学習センター	
上太田	上太田公会堂	
矢川原	矢川原公会堂	
片倉	片倉公会堂	

【石神地区】

行政区	一時集合場所	避難先
大木戸一、大木戸二、雲雀ヶ原一、雲雀ヶ原二、雲雀ヶ原三、押釜	石神第二小学校	新潟県
馬場	馬場公会堂	
牛越、石神	石神中学校	
高倉	高倉公会堂	
大谷	大谷生活改善センター	
大原	大原公会堂	
深野	深野公会堂	
長野、北長野、信田沢	石神第一小学校	
北新田	北新田集落センター	

【高平地区】

行政区	一時集合場所	避難先
上北高平一、上北高平三	上北高平公会堂	山形県
上北高平二	上北高平第二集落センター	
上高平一、上高平二	上高平公会堂	
下高平、下北高平、泉、北泉	高平小学校	
金沢	金沢公会堂	

<原町区仮設住宅>

仮設住宅名	一時集合場所	避難先
桜井町、高見町第一・第二	原町第二中学校	新潟県
牛越、大鹿	牛越仮設住宅第4集会所	

※下渋佐行政区、南右田行政区、港行政区及び全域が「避難指示区域」に含まれる行政区は、表から除外しています。

○ 人口及び世帯数

【鹿島地区】

平成25年3月1日現在

大字	世帯	人口	行政区
北右田	17	57	北右田
西町	440	1,050	新町の一部、西町、一区の一部、二区の一部、三区の一部
鹿島	621	1,638	一区の一部、二区の一部、三区の一部、四区の一部、台田中
あさひ	49	150	四区の一部
合計	1,130	2,899	

【真野地区】

大字	世帯	人口	行政区
大内	37	112	大内
烏崎	19	56	烏崎
寺内	987	2,700	上寺内、寺内、大谷地
塩崎	59	194	塩崎、江垂の一部
江垂	110	268	江垂の一部
小島田	44	121	小島田
川子	33	100	川子
合計	1,289	3,551	

【八沢地区】

大字	世帯	人口	行政区
南屋形	71	267	南屋形の一部、北海老の一部
南海老	8	24	南海老の一部、北海老の一部
南柚木	81	271	南柚木、永渡の一部
北屋形	63	235	北屋形
北海老	99	336	北海老の一部、南海老の一部、南屋形の一部、港
永渡	50	129	永渡の一部
永田	29	104	永田
合計	401	1,366	

【上真野地区】

大字	世帯	人口	行政区
檜原	37	80	檜原
横手	228	627	横手の一部、新町の一部、一区の一部、白坂
岡和田	37	129	岡和田
角川原	119	397	角川原
牛河内	313	702	牛河内
御山	25	76	御山
山下	105	342	山下の一部、車川の一部
小山田	66	212	小山田
小池	816	2,210	小池
上栢窪	81	250	上栢窪、栢窪の一部
栢窪	52	196	栢窪の一部
浮田	139	431	浮田、山下の一部、車川の一部
合計	2,018	5,652	

【原町地区】

大字	世帯	人口	行政区
旭町	278	502	旭町一、旭町二
栄町	246	502	栄町一、栄町二、栄町三
橋本町	778	1,692	橋本町一、橋本町二、橋本町三、橋本町四
錦町	325	591	錦町一、錦町二
高見町	636	1,182	高見町
国見町	737	1,638	国見町一、国見町二、国見町三の一部、 国見町団地一、国見町団地二
桜井町	545	1,127	桜井町一、桜井町二
三島町	284	591	三島町一、三島町二
小川町	459	928	小川町
上渋佐	365	818	上渋佐
上町	305	678	上町
西町	425	883	西町
青葉町	234	510	青葉町
大町	315	680	大町一、大町二、大町三
仲町	626	1,307	仲町一、仲町二、仲町三
東町	229	475	東町一、東町二
南町	514	1,110	南町一、南町二、南町三、南町四
二見町	342	738	二見町一、二見町二
日の出町	463	993	日の出町
北町	509	1,149	北町一、北町二
本陣前	956	2,185	本陣前一、本陣前二、本陣前三
本町	247	515	本町一、本町二、本町三
合計	9,818	20,794	

【大甕地区】

大字	世帯	人口	行政区
萱浜	119	269	萱浜、北萱浜
霰	155	451	霰
大甕	114	323	大甕上、大甕下
北原	188	452	北原
合計	576	1495	

【太田地区】

大字	世帯	人口	行政区
益田	55	151	益田
矢川原	62	166	矢川原
下太田	84	253	下太田
牛来	134	360	牛来
高	50	149	高一、高二
上太田	330	853	上太田、陣ヶ崎一、陣ヶ崎二、雲雀ヶ原三の一部
中太田	140	385	中太田
片倉	10	28	片倉
合計	865	2,345	

【石神地区】

大字	世帯	人口	行政区
押釜	83	214	押釜
牛越	529	1,277	牛越
高倉	39	78	高倉
信田沢	108	303	信田沢
深野	147	410	深野
石神	104	296	石神
大原	74	176	大原
大谷	17	40	大谷
大木戸	1,076	2,726	大木戸一、大木戸二、雲雀ヶ原一の一部、雲雀ヶ原二、雲雀ヶ原三の一部
長野	104	167	長野
馬場	299	794	馬場、雲雀ヶ原一の一部
北新田	89	247	北新田
北長野	216	589	北長野
合計	2,885	7,317	

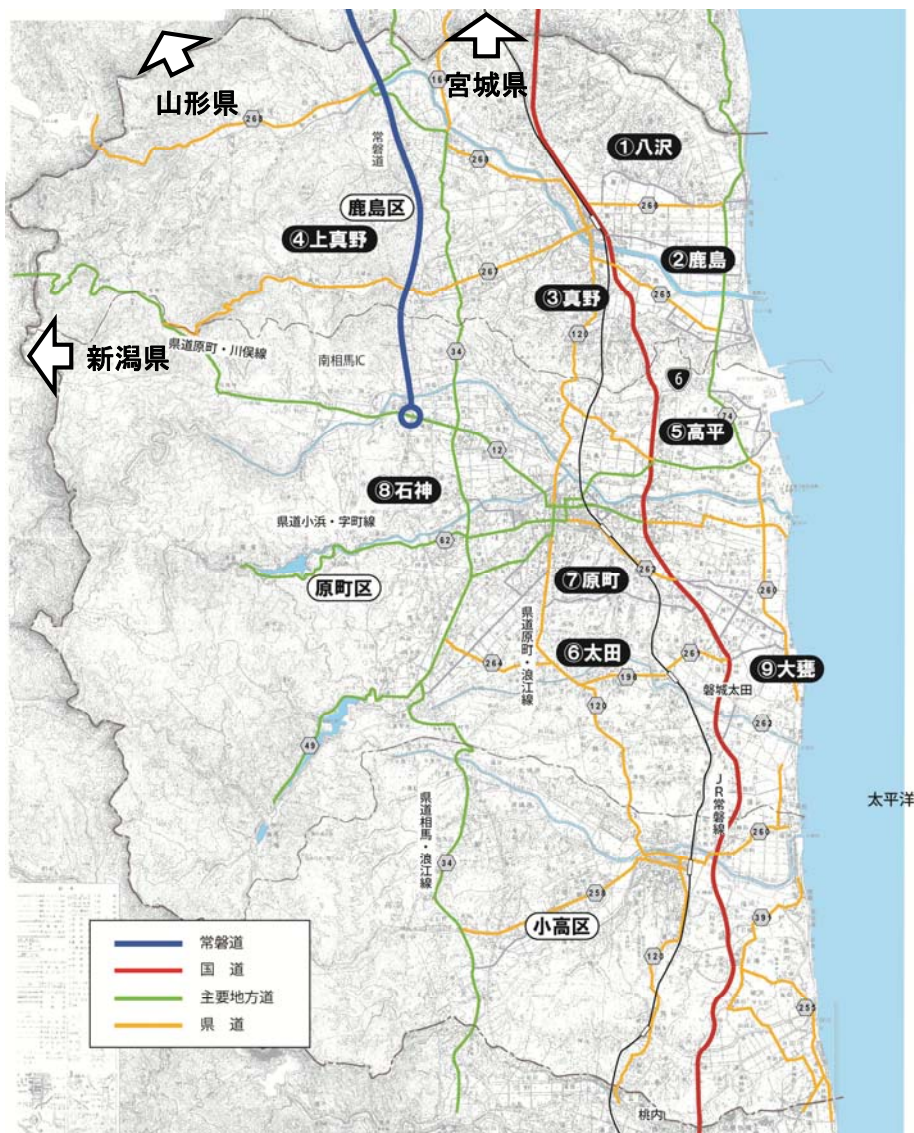
【高平地区】

大字	世帯	人口	行政区
下高平	50	159	下高平
下北高平	61	194	下北高平
金沢	89	209	金沢
上高平	215	569	上高平一、上高平二
上北高平	422	1,002	上北高平一、上北高平二、上北高平三
泉	70	224	泉
北泉	26	87	北泉
合計	933	2,444	

○避難先への避難経路

避難の経路にあたっては、車両の集中による渋滞が想定されるため、道路状況を勘案し、あらかじめ地区単位で避難経路と避難先を設定する。実際の避難経路は、交通の円滑化、道路啓開^{※3}、避難支援地点の設定等、輸送を重点的に確保する。

	地区	避難先
鹿島区	①八沢	宮城県
	②鹿島	
	③真野	
	④上真野	
原町区	⑤高平	山形県
	⑥太田	
	⑦原町	新潟県
	⑧石神	
	⑨大甕	



※3 緊急車両等の通行のため、1車線でも通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けること

5. 住民輸送

(1) 避難手段

避難は、最適かつ実態に即した手段の組合せにより、確実かつ効率的な避難を行うものとする。避難手段は、概ね次のとおりとするが、適宜見直しを行う。

○ 避難手段の考え方

避難手段		備考
陸路	自家用車	避難住民の80%が使用すると想定する
	バス	自家用車が使用できない住民の避難に使用する
	福祉車両	災害時要援護者の避難に使用する
	自衛隊車両	緊急を要する場合に、原子力災害派遣を要請する
鉄道	JR	詳細については、今後、検討するものとする

【福島県暫定的避難手順（素案）を参照】

(2) 必要バス台数

上記、避難手段の考え方に基づいた場合、バスの必要台数は以下のとおりと推計される。

なお、条件として、避難人口を市内居住人口（平成25年3.1現在）とし、災害時要援護者を含まない（最大要確保台数）として推計している。今後、人口、災害時要援護者数等の情報に基づき、見直しを行うものとする。

○ 必要バス台数

避難人口	バス 利用人口 (a)	保有乗用自動車		民間 利用 (a)-(b)	民間バス必要台数（台）		
		台数	定員(b)		大型	中型	小型
47,863	9,573	7	196	9,377	175	320	383

【福島県暫定的避難手順（素案）を参照】

※民間バス必要台数は、バス利用者を大型、中型、小型それぞれ単独で輸送した場合の必要台数。民間バスの定員は、大型55人、中型30人、小型25人で算出

6. スクリーニングの実施体制

県が避難経路沿い等に設置したスクリーニング会場において、避難住民の体表面の汚染スクリーニングを実施し、除染や防護指導とともに必要な場合には医療処置を施すものとする。

7. 避難所の管理運営

(1) 避難所の設置

避難所の設置は、市、県及び受入市町村が協力して行うものとする。

(2) 管理運営体制

市は、避難所に常駐職員を派遣し、施設の管理運営にあたる。

運営においては、自治組織、自主防災組織及びボランティア等と連携して行うものとし、避難所運営のための組織を設けて、自主的な活動によって避難所を運営することを基本とする。

学校等施設が避難所となった場合は、避難所開設時点から教職員等施設職員と明確な役割分担を行い、教職員等の支援を受ける。

○災害発生後7日程度までの期間の管理運営

項目	管理運営内容
避難所の確保	机、いす等の整理による空間の確保
避難者の把握	避難者名簿の作成 災害時要援護者の把握と対応
食糧、飲料水、生活必需品等の調達・配布	必要数量の把握 必要数量の手配 必要数量の調達及び運搬 避難者等への配布
避難所の改善・充実	仮設トイレ、風呂の対策、暑さ・寒さの対策、防疫対策、仮設電話等
医療対策	負傷者、急病者等への医療手配
避難者の相談等	安否確認への対応 各種相談
運営体制の確立	市民団体、ボランティアとの連絡調整
被災情報の提供	被害（人的・物的）の概要

○長期にわたる場合の管理運営

項目	管理運営内容
自主運営組織の確立	避難市民による自主運営の確立 ・食糧、飲料水、生活必需品等の調達・配布 ・避難生活のルールづくり ・避難所の清掃、警備等 ・避難者の要望の集約
避難所の改善・充実	プライバシー保護のための設備（間仕切り等） 炊事施設、洗濯施設、洗面所等の充実 空調設備等の設置
行政相談等 仮設住宅の募集（生活支援情報の提供）	仮設住宅の募集 各種被災者支援施策の広報・伝達及び相談
医療対策等	巡回医療の実施 メンタルケアの実施
自宅での被災者対策	行政相談等 医療対策等

(3) 避難所の管理運営上の留意事項

① 避難所開設、運営の手順

避難所開設・運営にあたっては、以下の事項・手順に留意して行う。

- ・ 施設の解錠と施設内に避難者を誘導
- ・ 無線、FAX、電話等により避難所を開設したことを市災害対策本部に報告
- ・ 避難所内に事務所を開設
- ・ 施設内の整理と、避難者の受入れスペースを指定、誘導
- ・ 避難者名簿（カード）を配布・回収
- ・ 必要に応じて退避スペースの割り振り設定
- ・ 避難所運営状況、食糧・生活必需品等確保状況を市災害対策本部に報告（定時、その他適宜）
- ・ 避難所日誌を作成

② 避難者名簿（カード）の作成

避難所を開設し、市民を受入れた際には、避難者名簿（カード）を配布し、各世帯単位に記入するよう指示する。回収した避難者名簿（カード）を基に日誌を作成し、事務所に保管するとともに、市災害対策本部に報告する。

③ 情報掲示板の設置

避難者への必要情報を伝達するため、避難所内に情報掲示板を設置する。

④ 避難所運営状況の報告と記録

避難所の運営状況について、毎日定時に市災害対策本部に報告する。

ただし、傷病者の発生等特別の事情があるときは、その都度必要に応じて市災害対策本部に報告する。

⑤ 食糧、生活必需品の請求及び配布

避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数を取りまとめた後、必要数量を市災害対策本部に報告する。

⑥ 災害時要援護者への配慮

自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食糧、生活必需品等の調達を要請する。

災害時要援護者の退避空間についてはプライバシーの保護、トイレ等の利用のしやすさ、騒音の少ない場所等、特別の配慮を行うとともに、施設の改善等が必要な場合は、施設の改善を要請する。

外国人に対しては、あらかじめ外国語による避難所生活の留意事項等を示したパンフレットを作成し配布するとともに、必要に応じて、通訳等のボランティアの確保・派遣を要請する。

避難所での情報提供については、掲示板、放送等を活用するなど災害時要援護者に配慮した対策を実施する。

⑦ プライバシー保護

避難所生活の長期化に対応して、退避者のプライバシー保護に留意する。

⑧ 避難所における火災予防対策の徹底

避難所における出火防止を図り、避難者の安全を確保する。

(4) 避難所の集約・閉鎖

施設の本来の機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。避難所を閉鎖した場合は、県に報告する。

第4章 災害時要援護者等に対する避難支援

第1節 体制等の整備

1. 原子力災害の特殊性への留意

市は、県の協力のもと、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害時要援護者及び一時滞在者への対応を強化するため、原子力災害の特殊性に留意し、情報伝達・避難誘導体制等を整備する。

2. 情報の共有化

市は、災害時に的確な安否確認を行うため、平時より周辺住民、自主防災組織、ボランティア等に情報を提供し、災害時要援護者に関する情報の共有を図る。また、有事の際には、自主防災組織等に名簿情報を提供し、協力を得る。

第2節 災害時要援護者の避難計画の作成

1. 市

市は、県の協力のもと、災害時要援護者等及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の情報を提供し、災害時要援護者等に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、災害時要援護者等避難支援計画等を作成するものとする。

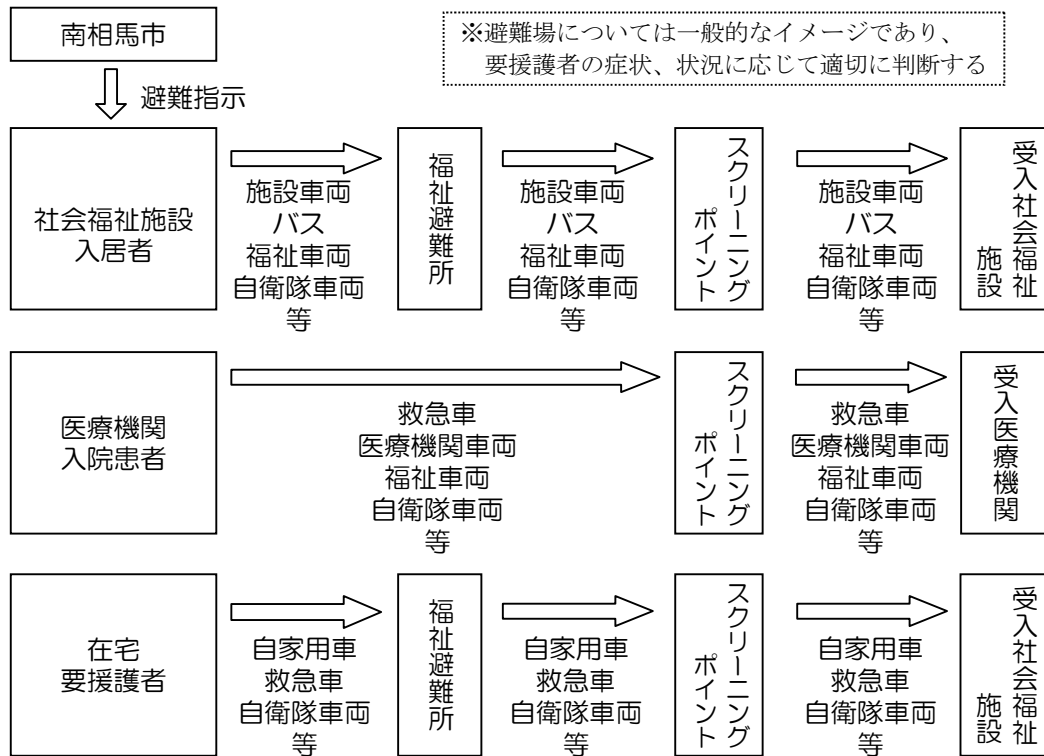
2. 社会福祉施設管理者

社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

3. 医療機関管理者

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

○災害時要援護者の避難の流れ



第3節 その他の要援護者の避難

1. 児童生徒等の避難

学校等施設の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、各施設が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

2. 観光客等の避難

市は県等と協力して、防災行政無線や道路情報板により速やかに観光客等へ事故状況等を伝達するとともに、あわせて避難経路等を情報提供し、速やかな帰宅を呼びかける。